

(平成24年3月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

申立期間当時の国民年金保険料は、私が夫婦二人分をまとめて納付していた。申立期間の記録について、私の妻の国民年金保険料が納付済みとされているのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金収納状況一覧表によると、申立人及びその妻は、申立期間の前後の期間において、同一日に保険料を納付していることが確認でき、申立人の、「申立期間当時の国民年金保険料は、私が夫婦二人分をまとめて納付していた。」とする主張と符合している。

また、申立期間は3か月間と短期間であるとともに、オンライン記録により、申立人の申立期間前後の国民年金保険料が納付済みとされていること、及び申立人の妻の国民年金保険料は、申立期間が納付済みとされていることが確認できる上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人及びその妻の仕事や住所等の生活状況に大きな変化は無かったものと推認され、申立人の申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年3月まで

申立期間当時の国民年金保険料は、私の義父が同居していた家族5人分を納付していた。申立期間の前後は納付済みとされているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその義弟を含む家族5人分の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の義父は、「家族5人が国民年金に加入してから少なくとも昭和54年度までの期間については、私が家族5人分の国民年金保険料を納付しており、申立期間について、申立人の国民年金保険料が未納のはずはない。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人の義父が保険料を納付したとする期間については、申立人と同居する義父、義母及び申立人の夫は、申立期間を含め国民年金保険料を全て納付していることが確認できる上、申立人及びその義弟は、申立期間の前後の期間に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認でき、申立人の義父の主張に不自然さは見られない。

また、申立期間は、9か月間と短期間であり、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人及びその家族の生活状況に大きな変化は無かったものと推認され、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、平成23年12月26日に事後訂正の結果、20万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年9月1日から同年11月1日まで

私は、平成17年5月1日からA事業所に勤務しているが、申立期間の標準報酬月額（9万8,000円）が、実際の給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（20万円）と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年12月26日に9万8,000円から20万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）となってい

る。

しかしながら、A事業所から提出のあった申立人の申立期間に係る賃金台帳及び社会保険控除表により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人の申立期間に係る標準報酬月額の届出について、誤った報酬月額を社会保険事務所（当時）に提出していた。」として、平成23年12月22日付けで平成21年度健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正）を提出しており、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な金額の納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年11月から54年3月まで

私は、20歳を迎えた時は大学生で、家族とは別の場所に居住していたこともあり、国民年金の加入手続を母親に依頼し、国民年金保険料の納付も母親がしてくれたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が居住していたA市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和53年11月20日に申立人の国民年金への加入手続が行われたことが確認でき、当該時点では、申立期間の一部（昭和47年11月から51年9月まで）は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立期間の国民年金保険料が特例納付及び過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は国民年金保険料の納付等についての記憶が明確でないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月から 38 年 4 月まで
② 昭和 39 年 5 月から 41 年 7 月まで
③ 昭和 41 年 10 月から 43 年 3 月まで
④ 昭和 46 年 6 月から 60 年 3 月まで

申立期間①について、集団就職により A 市内に所在した B 事業所に入社し、数年間同市内で業務に従事していた。

申立期間②について、昭和 39 年 5 月頃から A 市内の「C 事業所」で業務に従事した。会社は主として建設工事を行っていたが、私が勤務していた頃には D 社の改築工事を行っていたことを記憶している。

申立期間③について、昭和 41 年 10 月から 43 年 3 月頃までの期間において、A 市に所在した E 事業所で私の兄と弟二人の兄弟 4 人で一緒に業務に従事していた。

申立期間④について、昭和 46 年 6 月から 60 年頃まで、A 市に所在した「F 事業所」で勤務した。小さな一軒家の貸家が事務所であり、その事務所で各自の勤務地を指示されて仕事に向かっていた。同僚に私の弟二人と G 氏がいた。

全ての申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で氏名が確認できる同僚が、集団就職で申立人と一緒に B 事業所で勤務していた旨供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申

立人がB事業所に勤務したことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、B事業所は昭和34年6月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとされ、申立期間①のうち同年4月から同年5月までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、前述の適用事業所名簿によれば、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、登記簿上の所在地宛てに照会しても回答を得られないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①において申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人は「C事業所」の近くでD社の改築工事をした記憶がある旨申し立てしているところ、D社に近接するC社という名称の事業所が、昭和36年7月頃にD社の改築工事を行った旨回答していることから判断すると、申立人が少なくとも同年7月頃にC社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、C社は昭和38年3月1日から厚生年金保険の適用事業所に該当しており、D社の改築工事を実施していたとする36年7月頃は厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、C社は、申立期間②当時の厚生年金保険の取扱いについて、「適用事業所になった後は正社員のみ厚生年金保険に加入させ、臨時などの従業員については加入させていなかった。」と回答していることから判断すると、当該事業所では、当時必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間②において申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、適用事業所名簿において、A市内に所在する「C事業所」と類似する名称の事業所で申立期間②に適用事業所に該当していた事業所が5事業所確認できるが、これらの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の氏名は確認できない。

- 3 申立期間③について、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立人の兄が、兄弟4人一緒に同社に勤務した旨供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、E事業所は昭和42年4月10日

に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③のうち同日から43年3月までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立期間③当時の事業主の所在は不明であることから、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間③において申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、前述の被保険者名簿に、申立人と一緒に勤務していたとする申立人の弟二人の氏名についても確認できないことから判断すると、E事業所では、申立期間③当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

- 4 申立期間④について、申立人が一緒に勤務したとして氏名を挙げたG氏（故人）の妻が、死亡した夫は、生前「F事業所」に勤務し、申立人と親しかった話をしてきたことを記憶している旨供述していること及び申立人の弟二人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が「F事業所」という名称の事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿において、申立事業所が所在したとするA市に「F事業所」という名称の事業所は確認できない。

また、適用事業所名簿から、申立期間④にA市内に所在する「F事業所」と類似する名称の事業所で厚生年金保険の適用事業所に該当していた事業所が4事業所確認できるものの、当該4事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間④において、申立人、前述の同僚及び申立人の弟二人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人及び前述の同僚3人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

- 5 申立人は、全ての申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料を所持しておらず、このほか、全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。